

□ 神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例

(1) 神奈川県生活環境の保全等に関する条例における「地下浸透禁止物質」等の用語の意義を定めるとともに、規定の整備をすることとした。(第2条関係)

(2) 指定事業所の設置等の手続等

ア 指定事業所の設置の許可を受けようとする者が知事に提出しなければならない書類に記載する事項に排煙の排出に係る予測値等を追加することとした。(第3条関係)

イ 表示板を掲示しなければならない者から燃料その他の物の燃焼による熱媒体の加熱又は空気の加温若しくは冷却の作業を行う指定施設のみを設置する者を除くこととした。(第6条関係)

ウ 設置工事完了の届出(第7条関係)

(ア) アの許可を受けた者は、指定事業所に配置される指定施設の設置の工事が完了したとき(当該指定事業所に配置される指定施設が複数ある場合は、当該複数の指定施設の全ての設置の工事が完了したとき)は、その日から起算して15日以内に、その旨を知事に届け出なければならないこととした。

(イ) (ア)の場合において、当該複数の指定施設の一部を使用して当該指定事業所に係る事業を開始しようとするときは、当該一部の指定施設の設置の工事が完了する都度、(ア)の規定による届出をしなければならないこととした。

エ 変更の事前届出を廃止すること等に伴い、変更の許可を受けなければならない事項及び変更の届出をしなければならない事項について、規定の整備をすることとした。(第8条～第10条関係)

オ アの許可を受けた者について分割(指定事業所の一部(当該一部の指定事業所がそれぞれ単独で公共下水道に排水を排出する場合に限る。)を承継させるものに限る。)があったときは、分割により当該指定事業所の一部を承継した法人は、当該許可を受けた者の地位を承継することとした。(第11条関係)

カ アの許可を受けた者は、指定事業所に係る事業等を休止し、又は休止した当該指定事業所に係る事業等を再開したときは、その日から起算して30日以内に、その旨を知事に届け出なければならないこととした。(第12条関係)

キ 知事がアの許可を取り消すことができる事由から、指定事業所に係る事業を許可の日から起算して1年以上引き続き休止している場合で、当該事業を再開する見込みがないときを削除することとした。(第14条関係)

ク 環境配慮書の提出等に関する規定を削除することとした。(第16条、第17条関係)

ケ 知事が環境管理事業所として認定することができる指定事業所の要件に大気汚染及び水質

の汚濁の防止等生活環境を保全するための取組を総合的かつ継続的に推進している指定事業所であることを追加することとした。(第18条関係)

コ 環境管理事業所の認定の欠格事項に、指定事業所の設置者が特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第24条の規定により過料の処分を受け、その処分を受けた日の翌日から起算して1年を経過しない者であるときを追加することとした。(第19条関係)

サ 知事は、環境への配慮を自主的かつ積極的に推進している環境管理事業所で規則で定める要件に適合するものを、環境配慮推進事業所として登録することができることとした。(第19条の2関係)

シ サに伴い、環境配慮推進事業所に係る事項の公表等について、規定の整備をすることとした。(第20条～第22条関係)

ス サの規定による登録は、登録の有効期間の満了等により、その効力を失うこととした。(第23条関係)

セ 知事は、環境管理事業所の設置者がコに該当するに至ったときは、環境管理事業所の認定を取り消すものとした。(第24条関係)

ソ 知事は、スの規定により登録がその効力を失ったときは、当該登録を抹消しなければならないこととした。(第24条の2関係)

(3) 事業所における環境負荷の低減等

ア 事業者は、イの指針に従い、事業活動を行うに当たり、環境への負荷を継続的に低減するため、事業内容、事業所の形態等に応じ、必要な措置を講じるよう努めなければならないこととした。(第37条関係)

イ 知事は、事業者が実施する環境への負荷を継続的に低減するための取組を支援するため、環境への負荷の低減に関する指針を定め、これを公表しなければならないこととした。(第38条関係)

ウ 事業者は、事業活動を行うに当たり、当該事業所で製造等をする化学物質に関する情報の収集及び整理に努めなければならないこととした。(第42条の2関係)

エ 化学物質の自主的な管理の状況の報告(第42条の3関係)

(ア) 指定事業所の設置者は、規則で定める期間ごとに、当該指定事業所で製造等をしている特定有害物質の種類等を知事に報告しなければならないこととした。

(イ) 知事は、(ア)の報告をした者に対し、化学物質の自主的な管理の推進について、必要な指導及び助言を行うことができることとした。

オ 廃棄物の発生の抑制及び適正な処理に関する規定を削除することとした。(第43条、第44

条関係)

(4) 特定行為の制限等

ア 屋外における焼却の制限 (第49条関係)

- (ア) 何人も、一定の場合を除き、燃焼の際排煙又は悪臭を発生するおそれがある合成樹脂、ゴム、木材その他の物で規則で定めるものを、屋外において焼却してはならないこととした。
- (イ) 地域的慣習による催しに伴う焼却等を行う者は、周辺的生活環境に影響を及ぼすことのないよう努めなければならないこととした。

イ 不飽和ポリエステル樹脂の塗布作業に係る届出に関する規定を削除することとした。(第51条関係)

(5) 土壌、地下水及び地盤環境の保全

ア 土地の区画形質の変更に伴う公害の防止 (第58条関係)

- (ア) 特定有害物質又はダイオキシン類による汚染状態が規則で定める基準に適合していない土壌が存在する土地(当該土壌が存在するおそれがあると認められる土地を含む。)として規則で定める土地(以下「汚染された土地」という。)において土地の区画形質の変更(当該変更起因して公害が生ずるおそれがないことが明らかなものを除く。)を行おうとする者は、あらかじめ、当該変更起因して生ずる公害を防止するために必要な計画等について、当該汚染された土地の周辺の地域の住民等に周知させるよう努めなければならないこととした。
- (イ) 特定有害物質又はダイオキシン類による汚染状態が、(ア)の規則で定める基準に適合していない土壌として規則で定める土壌(以下「汚染土壌」という。)の運搬又は処理を他人に委託する者は、当該運搬又は処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととした。

イ 汚染された土地の所有者、管理者又は占有者(以下「土地所有者等」という。)は、当該汚染された土地の譲渡等をしようとするときは、その譲渡等をしようとする相手方に対し、当該汚染された土地の汚染状態に関する情報を提供するよう努めなければならないこととした。

(第58条の2関係)

ウ 汚染土壌による埋立て等の禁止等 (第58条の3関係)

- (ア) 何人も、汚染土壌を使用して埋立て等を行ってはならないこととした。ただし、生活環境を保全するために必要な措置として規則で定める措置が講じられている埋立て等であっても、この限りでないこととした。
- (イ) 土地所有者等は、(ア)の規定に違反することとなる埋立て等を行わせるために、その所

有し、管理し、又は占有する土地を譲渡し、又は使用させてはならないこととした。

エ 汚染土壌を運搬する者は、次に掲げる事項の実施に努めなければならないこととした。

(第58条の4 関係)

- (ア) 特定有害物質若しくはダイオキシン類又はこれらを含む固体若しくは液体の飛散等を防止するために必要な措置を講ずること。
- (イ) 汚染土壌とその他の物を混載する場合は、運搬の過程において、汚染土壌とその他の物を混合してはならないこと。
- (ウ) 異なる汚染された土地から搬出された汚染土壌を混載する場合は、搬出された汚染された土地ごとに区分して運搬すること（当該汚染土壌を一の施設において処理する場合を除く。）。

オ 汚染土壌の処理を行う者は、次に掲げる事項の実施に努めなければならないこととした。

(第58条の5 関係)

- (ア) 処理する汚染土壌の特定有害物質又はダイオキシン類による汚染状態に照らして適切と認められる方法により処理を行うこと。
- (イ) 特定有害物質若しくはダイオキシン類又はこれらを含む固体若しくは液体の飛散等を防止するために必要な措置を講ずること。
- (ウ) 処理した汚染土壌を搬出する場合は、あらかじめ、当該処理した汚染土壌がア(ア)の規則で定める基準に適合するものであることを確認すること（当該処理した汚染土壌の処理を他人に委託するために搬出する場合を除く。）。
- (エ) 汚染土壌の処理を業として行う場合は、当該処理を行う土地の周辺における汚染土壌の運搬の用に供する自動車その他の車両による公害の発生を防止すること。

カ 知事は、特定有害物質又はダイオキシン類による土壌の汚染状態その他の事項の調査及び汚染土壌による人の健康又は生活環境に係る被害を防止するために講ずべき措置に関する指針を定め、これを公表しなければならないこととした。（第58条の6 関係）

キ 特定有害物質の使用状況等の記録の管理等（第59条関係）

- (ア) 特定有害物質使用事業所を設置している者は、当該特定有害物質使用事業所を廃止しようとするときは、カの指針に基づき、当該特定有害物質使用事業所に係る特定有害物質使用地における特定有害物質による土壌の汚染の状況を調査し、その結果等を知事に報告しなければならないこととした。
- (イ) (ア)の特定有害物質使用地において、土壌汚染状況調査（土壌汚染対策法第2条第2項に規定する土壌汚染状況調査をいう。以下同じ。）（同法第14条第3項の規定により土壌汚染状況調査とみなされる調査を含む。以下(イ)において同じ。）が行われた場合にあつては、当該

土壤汚染状況調査の内容が(ア)の規定による調査と重複すると認められる限りにおいて、当該調査をすることを要しないこととした。

ク 特定有害物質使用地における土地の区画形質の変更の実施等（第60条関係）

- (ア) 特定有害物質使用地において非常災害のために必要な応急措置として土地の区画形質の変更を行おうとするときは、知事への届出を要しないこととした。
- (イ) 特定有害物質使用地における土地の区画形質の変更に係る届出を行った事業者は、当該届出に係る土地の区画形質の変更（土地の形質の変更であって、当該変更に起因して公害が生ずるおそれがないことが明らかなものとして規則で定めるものを除く。）を行う前に、カの指針に基づき、特定有害物質使用地における特定有害物質による土壤の汚染の状況に係る調査を実施し、その結果を知事に報告しなければならないこととした。
- (ウ) (イ)の場合において、キ(イ)の規定は(イ)の規定による調査について準用することとした。
- (エ) 知事は、(イ)の報告（土地の区画の変更に係るものに限る。）を受けた場合において、当該報告に係る特定有害物質使用地の土壤の特定有害物質による汚染状態がア(ア)の規則で定める基準に適合していないと認めるときは、当該特定有害物質使用地の所在その他の規則で定める事項を公表することとした。
- (オ) (イ)の規定による調査を実施した事業者は、当該特定有害物質使用地について、土壤汚染対策法第6条第1項又は同法第11条第1項の規定による指定がされた場合にあつては、当該指定に係る土地の区域については、特定有害物質使用地公害防止計画（当該指定に係る特定有害物質の種類と同一の特定有害物質に係るものに限る。）を作成することを要しないこととした。
- (カ) 事業者は、非常災害のために必要な応急措置として特定有害物質使用地（キ(ア)又はク(イ)の規定による調査により土壤の汚染が確認された土地に限る。）において土地の形質の変更を行ったときは、その日から起算して14日以内に、その旨を知事に届け出なければならないこととした。

ケ キ(ア)若しくはク(イ)の規定による調査（以下「条例調査」という。）又は土壤汚染状況調査の結果、当該条例調査又は土壤汚染状況調査を行った土地の土壤の特定有害物質による汚染状態がア(ア)の規則で定める基準（規則で定める事項を除く。）に適合していないと認められたときは、当該条例調査を行った者又は当該土壤汚染状況調査をさせた者は、カの指針に基づき、当該土壤の汚染による地下水への影響を調査し、その結果を知事に報告しなければならないこととした。（第62条の2関係）

コ 特定廃棄物処分場敷地等の適正管理に関する規定を削除することとした。（第64条～第68条関係）

- (6) 自動車の使用に伴う環境負荷の低減

特定低公害車の導入義務を廃止するとともに、規定の整備をすることとした。（第86条の2、第88条の2、第89条、第90条関係）

(7) 環境情報の提供及び周辺の地域の環境への配慮の促進

ア 事業者は、イの指針に従い、事業活動を行うに当たり、事業内容、事業所の形態等に応じ、環境への負荷を低減することその他の環境の保全に関する活動及び環境への負荷を生じさせ、又はそのおそれを生じさせる事業活動の状況に関する情報（以下「環境情報」という。）の提供を行うよう努めるとともに、当該提供を通じて、事業活動の状況に関する県民の理解を深めるよう努めなければならないこととした。（第97条関係）

イ 知事は、事業者による環境情報の提供を促進するため、環境情報の提供に関する指針を定め、これを公表しなければならないこととした。（第98条関係）

ウ 周辺環境配慮計画書の提出（第99条関係）

(ア) 周辺の地域の環境への配慮が特に必要と認められる事業で規則で定めるものを行おうとする者（以下「周辺環境配慮事業者」という。）は、当該事業を行うに当たり、あらかじめ、事業の内容及び規模、使用する施設の種類等に応じ、事業所の周辺の地域の住民等に環境情報を提供しなければならないこととした。

(イ) 周辺環境配慮事業者は、(ア)の規定による提供をする14日前までに、自ら周辺の地域の環境に配慮した事項等を記載した周辺環境配慮計画書を知事に提出しなければならないこととした。

(ウ) 周辺環境配慮事業者は、当該事業所における事業の実施に伴う周辺の地域の生活環境に及ぼす影響（規則で定めるものに限る。）について、キの指針に基づき調査を行い、その結果を記載した書類を(イ)の周辺環境配慮計画書に添付しなければならないこととした。

(エ) 周辺環境配慮事業者が当該事業所における事業に関して環境影響評価法第2条第1項に規定する環境影響評価又は神奈川県環境影響評価条例第7条第1項に規定する調査を行った場合は、(ウ)の調査をすることを要しないこととした。

(オ) 知事は、(イ)の規定による周辺環境配慮計画書の提出があったときは、イの指針等を勘案し、当該周辺環境配慮計画書を提出した周辺環境配慮事業者に対し、必要な指導及び助言を行うことができることとした。

エ 周辺環境配慮事業者は、ウ(ア)の規定による提供をしたときは、提供した環境情報の内容等を記載した周辺環境配慮報告書を知事に提出しなければならないこととした。（第100条関係）

オ 変更等の届出（第101条関係）

(ア) エの周辺環境配慮報告書を提出した周辺環境配慮事業者は、当該事業に係る一定の事項を変更したとき又は当該事業を廃止したときは、当該変更又は廃止の日から起算して30日

以内に、その旨を知事に届け出なければならないこととした。

(イ) ウ(オ)の規定は、(ア)の規定による届出（自ら周辺の地域の環境に配慮した事項の変更に限る。）があった場合について準用することとした。

(ウ) (2)アの許可を受けた者は、(ア)の規定にかかわらず、氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名等を変更したときは、(ア)の規定により届け出ることを要しないこととした。

カ 事業者は、キの指針に従い、事業活動を行うに当たり、環境への負荷を継続的に低減するため、周辺の地域の生活環境に及ぼす影響を把握し、周辺の地域の環境に配慮するよう努めなければならないこととした。（第101条の2 関係）

キ 知事は、事業者が実施する周辺の地域の生活環境に及ぼす影響の把握を支援するため、周辺の地域の生活環境に及ぼす影響の把握に関する指針を定め、これを公表しなければならないこととした。（第101条の3 関係）

(8) 環境保全に係る知事の措置等

ア 違反者等への勧告(第110条の2 関係)

(ア) 知事は、指定事業所の表示板の掲示に係る規定等に違反している者に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができることとした。

(イ) 知事は、下請企業等に対する援助の責務等を果たしていない者に対し、環境保全上の支障を防止するために必要な指導等を行うべきことを勧告することができることとした。

イ 知事は、ア(ア)の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなく当該勧告に従わなかったときは、当該勧告を受けた者の氏名、違反の事実その他の規則で定める事項を公表することができることとした。（第110条の3 関係）

ウ 事故時等の措置（第113条、第113条の2 関係）

(ア) 事業者は、事業所において生じた事故又は自動車の事故に伴い、大気汚染、悪臭又は水質汚濁の原因となる物質で規則で定めるものが放出し、又は発生することによって、公害が生じ、又はそのおそれが生じたときは、直ちに、その旨を知事が指定する機関及び関係市町村長（以下「通報受理機関」という。）に通報するとともに、当該物質の放出、発生又は拡散を防止するための応急の措置をとらなければならないこととした。

(イ) (ア)の場合においては、(ア)の事態を発生させた事業者は、速やかに、当該事故の状況及びとった措置の概要を通報受理機関に報告しなければならないこととした。

(ウ) 知事は、(ア)の事態を発生させた事業者が(ア)の応急の措置をとっていないとき又は同様の事態を再発させるおそれがあると認めるときは、当該事業者に対し、(ア)の応急の措置その他必要な措置をとるべきことを命ずることができることとした。

- (エ) (ウ)の規定による命令を受けた事業者は、当該命令による措置をとったときは、速やかにその旨を知事に報告しなければならないこととした。
- (9) 罰則に関する規定を整備することとした。(第120条、第121条、第122条、第123条関係)
- (10) 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、神奈川県生活環境の保全等に関する条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとした。(附則第25項関係)
- (11) 指定作業に、汚染土壌の処理の作業を追加することとした。(別表第1関係)
- (12) この条例は、公布の日から起算して1年3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。
- (13) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。